

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町こども館の設置及び管理に関する条例第 6 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町こども館の設置及び管理に関する条例第 6 条、第 7 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○美郷町こども館の設置及び管理に関する条例 （使用手続） 第 6 条 こども館を利用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。 （不許可及び使用許可の取消し） 第 7 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、こども館の使用を不許可とし、既に許可した場合は、これを取り消すことができる。 （1） 風俗を害し、又は公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。 （2） 施設、設備等を損害又は汚損するおそれがあると認められるとき。 （3） 不正な行為により使用の許可を受けたとき。 （4） 使用目的を変更したとき。 （5） 町長が管理運営上必要と認めて指示した事項に従わないとき。 （6） 前各号に掲げるもののほか、こども館の管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 3 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料金の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町こども館の設置及び管理に関する条例第 9 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町こども館の設置及び管理に関する条例第 9 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町こども館の設置及び管理に関する条例 （使用料金の不返還） 第 9 条 既に徴収した使用料金は、還付しないものとする。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により、こども館を使用することができなくなったときは、その一部又は全部を返還することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	1 4 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料金の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町こども館の設置及び管理に関する条例第 10 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町こども館の設置及び管理に関する条例第 10 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○美郷町こども館の設置及び管理に関する条例 （使用料金の減免） 第 10 条 町長は、使用者が次の各号いずれかに該当するときは、使用料金を減額し、又は免除することができる。 （1） 第 3 条第 1 項に関する活動を行うとき。 （2） 町が主催、共催又は協賛する事業を実施するとき。 （3） 町長が特に必要であると認めるとき。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日